

## 令和 8 年度学校の教育活動に対する助成 募集要項

### 1 事業の趣旨

本事業は、長崎県内の離島地域（本土部のへき地1級地を含む）及び本土地区の小規模の学校（分校・分教室を含む小・中・高校及び特別支援学校を対象とし、以下、対象校という。）において、教育活動全般を通して、児童生徒の健全育成や地域活性化につながる事業を行う学校に対し助成金を給付する事業である。

### 2 事業の内容

- （1） 対象校が、単独又は複数校連携して行っている、優れた教育活動に対する助成
- （2） 対象校が希望する備品（別紙、実施要領参照）

### 3 助成金

- （ア） 原則として1件当たり50万円以内で必要と判断される額（助成A）
- （イ） 原則として1件当たり500万円以内で必要と判断される額（助成B）

### 4 助成期間

原則として単年度とする。

ただし、活動の内容により継続・隔年での助成も可能である。

### 5 募集方法

本財団や関係機関ホームページに募集要項を掲載し、広く募集を行う。また、長崎県教育委員会、各市町教育委員会に募集要項等の関係書類を送付し周知を図る。

### 6 応募方法

- （1） 助成を希望する学校は、校長等を通して応募するものとする。応募書類の提出は、高校及び特別支援学校は直接、長崎県教育委員会に、それ以外は、各市町教育委員会を通して長崎県教育委員会に提出するものとする。
- （2） 助成に当たって提出する書類
  - 助成A      ①申請書A      ②別紙様式1（積算根拠を示すもの）  
                ③助成金振込依頼書      ④必要に応じて関係書類
  - 助成B      ①申請書B      ②別紙様式1（積算根拠を示すもの）  
                ③助成金振込依頼書      ④必要に応じて関係書類

### 7 選考基準

- （1） 活動の公益性
- （2） 児童生徒の参加状況
- （3） 地域における評価
- （4） 経費状況 等

## 8 選考方法

本財団の選考委員会を経て決定を行い、助成対象の学校名を公表する。

なお、助成B(高額助成)については、原則として面接(プレゼンテーション)を実施する。

また、面接はZoomを基本とするが、直接、面接で行う場合は交通費等の実費を本財団で負担する。

## 9 応募の締め切りと決定通知

(1) 応募書類は、1次締切、2次締切の2段階方式とし、所定の期日までに、長崎県教育委員会に提出する。なお、助成Bに係る面接は、5月末までに実施する。

(2) 本財団は、6月末までに長崎県・市町教育委員会及び学校へ決定通知書を送付するとともに、手続き終了後、助成金を支給する。

## 10 実施報告書等の提出

助成を受けた学校は、所定の実施報告書及び会計報告書(いずれも見込みで可)等を2月末までに、小中学校は当該市町教育委員会経由で長崎県教育委員会、県立学校は長崎県教育委員会に提出する。

## 11 事業計画の変更について

(1) やむを得ない事由により申請した事業が実施できなかったり、申請内容と相違が生じたりした場合(一部変更や遅延など)は、その旨速やかに本財団に連絡して承認を受けること。

(2) 事業の中止又は変更等に伴い生じた助成金の全部又は一部は返還してもらうことがある。

## 12 助成金給付の取り消し

万一、下記事項に該当した場合は、助成金給付の全部又は一部取り消しを行い、指定の期日までに返還を求める。

- (1) 申請内容に不正があったと本財団が認めた場合
- (2) 承認を受けず事業計画の全部又は一部を変更したと本財団が認めた場合
- (3) 助成金の使途変更に正当な理由がない場合と本財団が認めた場合